01　岡山市

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	実施なし				
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	１回の治療（一連の治療過程）につき、自己負担額を助成（上限10万円） ※自己負担額とは、高額療養費及び付加（附加）給付の支給額を差し引いた後の額です。	・保険医療機関で治療計画の作成を受けていること（令和7年4月1日以降に作成したものに限る） ・夫婦（事実婚含む）のどちらかまたは両方が、治療開始日から申請日まで岡山市に住民登録があること ・夫婦（事実婚含む）のいずれも岡山市税の滞納がないこと ・他の自治体から同種の助成金を受けていないこと	保健福祉局保健所健康づくり課	086-803-1264	https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000072220.html
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	２の生殖補助医療に含まれる		保健福祉局保健所健康づくり課	086-803-1264	https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000072220.html
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	実施なし				
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	実施なし				

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用） 実施なし				
（保険適用外） ２の不育症治療に含まれる		保健福祉局保健所健康づくり課	086-803-1264	https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000023658.html
２　不育症治療				
（保険適用） 実施なし				
（保険適用外） ・保険適用外の費用について、1回上限30万円 ・助成回数は、同一の対象者について６回まで	・不育症またはその疑いがあるとされた夫婦に対し、一般社団法人日本生殖医学会が認定する生殖医療専門医がおこなう不育症の治療（検査）であること。 ・夫婦（事実婚含む）のどちらかまたは両方が、治療（検査）開始日から申請日まで岡山市に住民登録があること ・治療（検査）の期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること ・夫婦（事実婚含む）のいずれも岡山市税の滞納がないこと ・他の自治体から同種の助成金を受けていないこと	保健福祉局保健所健康づくり課	086-803-1264	https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000023658.html

02　倉敷市

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	・自己負担額の5割(千円未満切り捨て) 　※併用実施される先進医療に係る自己負担額との合計 　※自己負担額は高額療養費及び付加給付金の控除後の額 ・1回の治療につき100,000円上限	・治療開始日から申請日まで、夫婦とも倉敷市に住所を有すること ・治療開始日の女性の年齢が４３歳未満	健康づくり課	086-434-9820	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/health/1013367/1010991.html
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	・自己負担額の5割(千円未満切り捨て) 　※併用実施される先進医療に係る自己負担額との合計 　※自己負担額は高額療養費及び付加給付金の控除後の額 ・1回の治療につき100,000円上限	・治療開始日から申請日まで、夫婦とも倉敷市に住所を有すること ・治療開始日の女性の年齢が４３歳未満	健康づくり課	086-434-9820	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/health/1013367/1010991.html
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	・自己負担額の5割(千円未満切り捨て) 　※保険適用される生殖補助医療に係る自己負担額との合計 ・1回の治療につき100,000円上限	・治療開始日から申請日まで、夫婦とも倉敷市に住所を有すること ・治療開始日の女性の年齢が４３歳未満	健康づくり課	086-434-9820	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/health/1013367/1010991.html
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	・自己負担額の10割(千円未満切り捨て) ・1回の治療につき100,000円上限 ・夫婦につき2回まで	・治療開始日から申請日まで、夫婦とも倉敷市に住所を有すること ・治療開始日の女性の年齢が４３歳未満	健康づくり課	086-434-9820	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/health/1013367/1010991.html

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用）				
（保険適用外） ・流死産検体を用いた遺伝子検査 ・抗ネオセルフβ_2グリコプロテインⅠ複合体抗体検査 自己負担の7割(千円未満切り捨て) 1回につき60,000円上限	・実施医療機関として厚生労働省に届け出した医療機関による検査であること ・2回以上の流産、死産の既往があること ・申請日時点で、倉敷市に住所を有すること	健康づくり課	086-434-9820	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/health/1013367/1010991.html
２　不育症治療				
（保険適用）				
（保険適用外） 医療保険各法の規定による給付が適用されない不育症治療 1年/1回につき300,000円上限/通算制限なし	・（一社）日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医による治療であること ・2回以上の流産、死産又は早期新生児死亡の既往があると医師に診断されていること ・治療を開始した日の属する年度の4月1日において、年齢が43歳未満の女性又はその配偶者であること ・申請日時点で、夫婦のいずれかが倉敷市に住所を有すること	健康づくり課	086-434-9820	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/health/1013367/1010991.html

03　津山市

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	・自己負担の全額を助成対象、1,000円未満は切り捨て ・1年度当たり80,000円上限 ・1子に対し通算3年度を限度とする。	治療をした日以後に出産した場合（住民票及び戸籍謄本等で子が出生に至った事実を確認できる場合に限る。）又は妊娠後に出産に至らなかった場合（該当する場合は別途必要書類あり）は、これまで受けた助成金の額及び通算する年度をリセット可能。	健康増進課	0868-32-2069	https://www.city.tsuyama.lg.jp/article?articleId=67f39a9e47c0d315cfe7654d
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	・自己負担の全額を助成対象、1,000円未満は切り捨て ・1回の治療当たり100,000円上限 ・1子当たり6回まで〔4,先進医療、5,自由診療（保険適用外）も含めた回数〕（１回目の申請の治療期間の初日における妻の年齢が４０歳以上であるときは３回までとする。）	治療をした日以後に出産した場合や妊娠後に出産に至らなかった場合は、これまで受けた助成金の額及び通算する年度をリセットが可能	健康増進課	0868-32-2069	https://www.city.tsuyama.lg.jp/article?articleId=67f39a9e47c0d315cfe7654d
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	生殖補助医療と併せて実施される場合に限り対象とする。助成内容や要件は同じ。	同上	健康増進課	0868-32-2069	https://www.city.tsuyama.lg.jp/article?articleId=67f39a9e47c0d315cfe7654d
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	・自己負担の全額を助成対象、1,000円未満は切り捨て ・1回の治療当たり150,000円上限 ・1子当たり6回まで〔2,保険適用（生殖補助医療）、5,自由診療（保険適用外）も含めた回数〕 （１回目の申請の治療期間の初日における妻の年齢が４０歳以上であるときは３回までとする。）	治療をした日以後に出産した場合や妊娠後に出産に至らなかった場合は、これまで受けた助成金の額及び通算する年度をリセットが可能	健康増進課	0868-32-2069	https://www.city.tsuyama.lg.jp/article?articleId=67f39a9e47c0d315cfe7654d
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	・1回の治療当たり200,000円上限 ・1子当たり6回まで〔2,保険適用（生殖補助医療）、4,先進医療も含めた回数〕 （１回目の申請の治療期間の初日における妻の年齢が４０歳以上であるときは３回までとする。）	治療をした日以後に出産した場合や妊娠後に出産に至らなかった場合は、これまで受けた助成金の額及び通算する年度をリセットが可能	健康増進課	0868-32-2069	https://www.city.tsuyama.lg.jp/article?articleId=67f39a9e47c0d315cfe7654d

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用）				
（保険適用外）				
２　不育症治療				
（保険適用） ・受診証明書に記載されている金額（高額療養費、付加給付等が支給される場合は、その額を控除した額）の範囲内で、1,000円未満は切り捨て ・１回の治療につき30,000円を限度とする。		健康増進課	0868-32-2069	https://www.city.tsuyama.lg.jp/article?articleId=65b39948f6ce953f748ccd0a
（保険適用外） ・受診証明書に記載の金額の1,000円未満切り捨て ・1人当たり1年度300,000円上限 ・通算1,500,000円限度		健康増進課	0868-32-2069	https://www.city.tsuyama.lg.jp/article?articleId=65b39948f6ce953f748ccd0a

04　玉野市

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	保険診療の自己負担額の２分の１を助成 同一年度内における助成金の上限は夫婦１組につき12万円とする。 ・年度／１２万円（他との併用・合算額） ・回数上限なし	・助成金の申請の日において、夫婦（法律上の婚姻関係を有する者のみならず、事実婚関係にある者も対象とする。）のいずれかが本市に住所を有すること ・助成金の申請の日において、夫婦ともに玉野市税の滞納がないこと ・類似する他の制度及び他の自治体から同様の助成を受け、又は受ける予定でないこと	こどもみらい課	0863-32-5554	https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/42/16073.html
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	同上	同上	同上	同上	同上
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	同上	同上	同上	同上	同上
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	適用なし				
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	適用なし				

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用） 保険診療の自己負担額の２分の１を助成 同一年度内における助成金の上限は夫婦１組につき12万円とする。 ・年度／１２万円（他との併用・合算額） ・回数上限なし	・助成金の申請の日において、夫婦（法律上の婚姻関係を有する者のみならず、事実婚関係にある者も対象とする。）のいずれかが本市に住所を有すること ・助成金の申請の日において、夫婦ともに玉野市税の滞納がないこと ・類似する他の制度及び他の自治体から同様の助成を受け、又は受ける予定でないこと	こどもみらい課	0863-32-5554	https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/42/16073.html
（保険適用外） 適用なし				
２　不育症治療				
（保険適用） 保険診療の自己負担額の２分の１を助成 同一年度内における助成金の上限は夫婦１組につき12万円とする。 ・年度／１２万円（他との併用・合算額） ・回数上限なし	・助成金の申請の日において、夫婦（法律上の婚姻関係を有する者のみならず、事実婚関係にある者も対象とする。）のいずれかが本市に住所を有すること ・助成金の申請の日において、夫婦ともに玉野市税の滞納がないこと ・類似する他の制度及び他の自治体から同様の助成を受け、又は受ける予定でないこと	こどもみらい課	0863-32-5554	https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/42/16073.html
（保険適用外） 適用なし				

05　笠岡市

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	保険診療における自己負担額（上限10万円）を補助	・治療開始日から申請日まで，ご夫婦ともに笠岡市に住所があること ・夫婦が婚姻していること　（事実婚も含む。） ・対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと	子育て支援課	（0865）69-2132	https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/24/73280.html
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	保険診療における自己負担額（上限10万円）を補助	・治療開始日から申請日まで，ご夫婦ともに笠岡市に住所があること ・夫婦が婚姻していること　（事実婚も含む。） ・対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと	子育て支援課	（0865）69-2132	https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/24/73280.html
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）に含む		子育て支援課	（0865）69-2132	https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/24/73280.html
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	治療に係る自己負担額（上限5万円）を補助	・治療開始日から申請日まで，ご夫婦ともに笠岡市に住所があること（ただし，治療開始から治療終了までの間に転入した場合も対象とする） ・夫婦が婚姻していること　（事実婚も含む。） ・対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと	子育て支援課	（ 0865 ） 69-2132	https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/24/73280.html
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	治療に係る自己負担額（上限20万円）を補助	・治療開始日から申請日まで，ご夫婦ともに笠岡市に住所があること（ただし，治療開始から治療終了までの間に転入した場合も対象とする） ・夫婦が婚姻していること　（事実婚も含む。） ・対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと	子育て支援課	（ 0865 ） 69-2132	https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/24/73280.html

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用） ・費用の1/2以内。3万円/回を限度 ・保険適用・保険適用外治療あわせて年度を問わず6回まで ・一対象者90万円を限度 ※ただし，入院時の差額ベッド代，食事代等直接治療に関係ないものは除く --- （保険適用外） ・費用の1/2以内。15万円/回を限度 ・年度を問わず6回まで ・一対象者90万円を限度 ※(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関 ※ただし，入院時の差額ベッド代，食事代等直接治療に関係ないものは除く ※不育治療助成と同制度で実施。	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・夫婦のいずれか一方が交付申請日において、本市に１年以上住所を有すること ・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと	子育て支援課	（0865）69-2132	https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/24/1982.html
２　不育症治療				
（保険適用） ・費用の1/2以内。3万円/回を限度 ・保険適用・保険適用外治療あわせて年度を問わず6回まで ・一対象者90万円を限度 ※ただし，入院時の差額ベッド代，食事代等直接治療に関係ないものは除く --- （保険適用外） ・費用の1/2以内。15万円/回を限度 ・年度を問わず6回まで ・一対象者90万円を限度 ※(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関 ※ただし，入院時の差額ベッド代，食事代等直接治療に関係ないものは除く ※不育治療助成と同制度で実施。	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・夫婦のいずれか一方が交付申請日において、本市に１年以上住所を有すること ・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと	子育て支援課	（0865）69-2132	https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/24/1982.html

06　井原市

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	保険診療における自己負担額の1/2（上限10万円）を補助。	・夫婦（事実婚関係含む）であってどちらか一方が井原市に住所を有する者 ・保険医療機関で保険が適用される生殖補助医療を行うための治療計画の作成を受けている夫婦 ・夫婦及び同一世帯に属する者が市税等を滞納していないこと	健康医療課	0866 62-8224	https://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/19/15521.html
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）に含む		健康医療課	0866 62-8224	https://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/19/15521.html
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	保険適用の生殖補助医療に併せて行われる先進医療の自己負担額の1/2（上限5万円）を補助	・夫婦（事実婚関係含む）であってどちらか一方が井原市に住所を有する者 ・保険医療機関で保険が適用される生殖補助医療を行うための治療計画の作成を受けている夫婦 ・夫婦及び同一世帯に属する者が市税等を滞納していないこと	健康医療課	0866 62-8224	https://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/19/15521.html
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用）				
（保険適用外）				
２　不育症治療				
（保険適用）自己負担額の1/2（1回3万円を上限）を補助	・夫婦（事実婚関係含む）であってどちらか一方が井原市に住所を有する者 ・夫婦及び同一世帯に属する者が市税等を滞納していないこと	健康医療課	0866 62-8224	https://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/19/1225.html
（保険適用外）1回30万円を上限に補助。 （1人当たり3回まで）	・夫婦（事実婚関係含む）であってどちらか一方が井原市に住所を有する者 ・夫婦及び同一世帯に属する者が市税等を滞納していないこと	健康医療課	0866 62-8224	https://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/19/1225.html

07　総社市

助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用				
１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
実施なし				
２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
・自己負担額の5割(千円未満切り捨て) ※自己負担額は高額療養費及び付加給付金の控除後の額 ・1回の治療につき100,000円上限 ・回数：初めて助成を受ける治療の開始日における妻の年齢が，40歳未満の場合6回，40歳以上43歳未満3回	・生殖補助医療の保険診療と併用可能な先進医療の実施医療機関のうち厚生労働省が承認している医療機関で治療を受けた場合に限る。 ・生殖補助医療（体外受精・顕微授精）以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されていること・生殖補助医療（体外受精・顕微授精）以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されていること。 ・生殖補助治療の開始日において夫婦（事実婚含む）であること。 ・生殖補助治療の開始日における妻の年齢が43歳未満であること。 ・助成金の申請日において，夫婦の両者が本市に1年以上継続して住所を有していること。 ・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと。	こども課	0866-92-8261	https://www.city.soja.okayama.jp/soshiki/23/20079.html
３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
2の生殖補助医療に含まれる		こども課	0866-92-8261	https://www.city.soja.okayama.jp/soshiki/23/20079.html
保険適用外				
４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
・保険診療と先進医療との併用診療による生殖補助医療の一部助成 ・特定不妊治療として，男性不妊治療をした場合も含まれる。 ・対象：１回の対象治療の「先進医療」に係る治療費等（保険適用外）として支払った金額に，10分の7を乗じて得た額とし，10万円を限度とする。（1,000円未満切り捨て） ・回数：初めて助成を受ける治療の開始日における妻の年齢が，40歳未満の場合6回，40歳以上43歳未満3回	・生殖補助医療（体外受精・顕微授精）以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されていること。 ・生殖補助治療の開始日において夫婦（事実婚含む）であること。 ・生殖補助治療の開始日における妻の年齢が４３歳未満であること。 ・助成金の申請日において，夫婦の両者が本市に１年以上継続して住所を有していること。 ・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと。	こども課	0866-92-8261	https://www.city.soja.okayama.jp/soshiki/23/20079.html
５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
・生殖補助医療の治療が「全額自己負担となる治療（自由診療）にかかる費用」の一部を助成 ・対象：１回の対象治療の治療全体に要した自己負担額に10分の7を乗じて得た額とし，20万円を限度とする。（1,000円未満切り捨て） ・回数：初めて助成を受ける治療の開始日における妻の年齢が，40歳未満の場合6回，40歳以上43歳未満3回	・生殖補助医療（体外受精・顕微授精）以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されていること。 ・生殖補助治療の開始日において夫婦（事実婚含む）であること。 ・生殖補助治療の開始日における妻の年齢が４３歳未満であること。 ・助成金の申請日において，夫婦の両者が本市に１年以上継続して住所を有していること。 ・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと。	こども課	0866-92-8261	https://www.city.soja.okayama.jp/soshiki/23/20079.html

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用） 実施なし				
（保険適用外） 実施なし				
２　不育症治療				
（保険適用） ・保険適用及び保険適用外の区別なく，10万円/回を限度 ・一対象者5回を限度とする（通算年度は問わない）	･(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関 ･法律上の婚姻をしている夫婦 ･不育治療開始から申請に至るまでの間、夫婦がともに本市に住所を有していること ･対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ･不育症治療の一環として実施した不育症検査を含む	こども課	0866-92-8261	https://www.city.soja.okayama.jp/soshiki/23/3236.html
（保険適用外） ・保険適用及び保険適用外の区別なく，10万円/回を限度 ・一対象者5回を限度とする（通算年度は問わない）	･(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関 ･法律上の婚姻をしている夫婦 ･不育治療開始から申請に至るまでの間、夫婦がともに本市に住所を有していること ･対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ･不育症治療の一環として実施した不育症検査を含む	こども課	0866-92-8261	https://www.city.soja.okayama.jp/soshiki/23/3236.html

08　高梁市

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	生殖補助医療に要した費用の1/2の額 6回/100,000円上限（妻の年齢40歳未満） 3回/100,000円上限（妻の年齢40歳以上43歳未満）	・助成対象者及びその配偶者が本市に1年以上住所を有していること ・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・第3者から提供を受けた精子、卵子若しくは胚による体外受精・顕微授精ではないこと、又は第3者による妊娠及び出産を目的とするものではないこと ・他の自治体から同様の助成を受けていない、又は受ける予定ではないこと	健康づくり課	0866-21-0228	https://www.city.takahashi.lg.jp/soshiki/15/hunin777.html
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	生殖補助医療と併せて申請		健康づくり課	0866-21-0228	https://www.city.takahashi.lg.jp/soshiki/15/hunin777.html
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用）				
（保険適用外）				
２　不育症治療				
（保険適用）				
（保険適用外） 治療に要した費用の1/2の額 1年度/300,000円上限 対象者の総額の限度額はなし	保険適用にならない治療 ・法律上の婚姻をしている夫婦又は事実上婚姻関係にある方 ・申請日において、夫婦のどちらとも本市に1年以上住所を有すること ・妻の年齢が43歳未満であること ・夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと ・他の自治体から同様の助成を受け、又は受ける予定ではないこと	健康づくり課	0866-21-0228	https://www.city.takahashi.lg.jp/soshiki/15/hunin9.html

09　新見市

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	なし				
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	・１回の治療につき、自己負担額の２分の１に相当する額（1,000円未満の端数は切り捨て）で、上限10万円を助成 ・助成回数は、初めての治療開始時点の女性の年齢が、40歳未満の場合１子ごとに通算６回まで、40歳以上43歳未満の場合１子ごとに通算３回まで ※自己負担額とは、高額療養費及び付加（附加）給付金等の額を控除した後の額です。	・令和７年４月１日以降に治療計画の作成を受けている治療 ・夫婦（事実婚含む）の両方が交付申請日において、本市に１年以上住所を有すること ・対象者の夫婦に市税等の滞納がないこと ・治療期間の初日（治療計画を作成した日）における妻の年齢が43歳未満の者 ・同一の治療費等に対し、他の自治体から同様の助成を受けていないまたは受ける予定がないこと	健康医療課	0867-72-6129	https://www.city.niimi.okayama.jp/kurashi/kurashi_detail/index/1216.html
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	生殖補助医療と併せて申請		健康医療課	0867-72-6129	
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	・１回の治療につき、自己負担額の２分の１に相当する額（1,000円未満の端数は切り捨て）で、上限5万円を助成 ・助成回数は、初めての治療開始時点の女性の年齢が、40歳未満の場合１子ごとに通算６回まで、40歳以上43歳未満の場合１子ごとに通算３回まで	・令和８年４月１日以降に治療計画の作成を受けている治療 ・戸籍法による夫婦または住民票等により婚姻が確認できる夫婦（事実婚関係にある夫婦を含む） ・夫婦の両方が交付申請日において、本市に１年以上住所を有すること ・対象者の夫婦に市税等の滞納がないこと ・治療期間の初日（治療計画を作成した日）における妻の年齢が43歳未満の者 ・同一の治療費等に対し、他の自治体から同様の助成を受けていないまたは受ける予定がないこと	健康医療課	0867-72-6129	https://www.city.niimi.okayama.jp/kurashi/kurashi_detail/index/1216.html
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	・保険給付適用の特定不妊治療において年齢制限・回数制限を超えたことにより保険給付適用外となった方及び保険給付適用外の男性不妊治療が対象 ・治療費等の額の2/3以内（千円未満の端数は切り捨て） ・所得、年齢、回数制限なし	・男性不妊治療は特定不妊治療の一環として行われたものが対象 ・戸籍上の夫婦又は事実婚の夫婦であること ・夫婦の両方が本市に１年以上住所を有すること ・治療は日本産科婦人科学会登録施設のうち、体外受精・胚移植及び顕微授精に関する登録がある医療機関で実施すること ・対象者の夫婦に市税等の滞納がないこと ・同一の治療費等に対し、他の自治体から補助を受けていないこと	健康医療課	0867-72-6129	https://www.city.niimi.okayama.jp/kurashi/kurashi_detail/index/1216.html

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用）なし				
（保険適用外） ・医療保険法等の規定による保険給付が適用されない不育治療に関する検査料が対象 ・補助対象経費の2/3以内（千円未満の端数は切り捨て） ・所得、年齢、回数制限なし	・戸籍上の夫婦又は住民票等により婚姻が確認できる夫婦であること ・婚姻後１年以上経過している夫婦であること ・夫婦の両方が本市に１年以上住所を有すること ・検査を社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関で実施すること ・対象者の夫婦に市税等の滞納がないこと ・同一の治療費等に対し、他の自治体から補助を受けていないこと	健康医療課	0867-72-6129	https://www.city.niimi.okayama.jp/kurashi/kurashi_detail/index/512.html
２　不育症治療				
（保険適用） ・１回の治療につき、自己負担額の２分の１に相当する額（1,000円未満の端数は切り捨て）で、上限3万円を助成 ※自己負担額とは、高額療養費及び付加（附加）給付金等の額を控除した後の額です。	・戸籍法による夫婦または住民票等により婚姻が確認できる夫婦（事実婚関係にある夫婦を含む） ・夫婦の両方が交付申請日において、本市に１年以上住所を有すること ・対象者の夫婦に市税等の滞納がないこと ・同一の治療費に対し、他の自治体から同様の助成を受けていないまたは受ける予定がないこと	健康医療課	0867-72-6129	https://www.city.niimi.okayama.jp/kurashi/kurashi_detail/index/512.html
（保険適用外） ・医療保険法等の規定による保険給付が適用されない不育治療に関する治療費が対象 ・補助対象経費の2/3以内（千円未満の端数は切り捨て） ・所得、年齢、回数制限なし	・戸籍上の夫婦又は住民票等により婚姻が確認できる夫婦であること ・婚姻後１年以上経過している夫婦であること ・夫婦の両方が本市に１年以上住所を有すること ・治療を社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関で実施すること ・対象者の夫婦に市税等の滞納がないこと ・同一の治療費等に対し、他の自治体から補助を受けていないこと	健康医療課	0867-72-6129	https://www.city.niimi.okayama.jp/kurashi/kurashi_detail/index/512.html

10　備前市

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	・対象者が負担した本人負担額の2分の1に相当する額（1,000円未満は切り捨て）を助成 ・1年度あたり4万円を上限 ・通算して3年度を限度	・申請日において、夫婦のいずれか又は両者が備前市に１年以上住所を有すること （法律上婚姻している夫婦または、事実婚関係にある夫婦） ・夫婦のいずれかが不妊症と診断され、一般不妊治療が必要と認められた方 ・夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと ・他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと	こども・保健課	0869-64-1853	https://www.city.bizen.okayama.jp/soshiki/17/30522.html
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	・自己負担額の1/2の額(1,000円未満の端数は切り捨て)を助成 ・上限9万円/１回 ・1子ごとに、妻の年齢40歳未満で6回まで、40歳以上43歳未満で3回まで ※高額療養費の支給が生じる場合は、その金額を除く。	・申請日において、夫婦のいずれか又は両者が備前市に１年以上住所を有すること （法律上婚姻している夫婦または、事実婚関係にある夫婦） ・生殖補助医療以外の治療法によって妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師 　に診断されていること ・夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと ・他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと	こども・保健課	0869-64-1853	https://www.city.bizen.okayama.jp/soshiki/17/30522.html
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	・自己負担額の1/2の額(1,000円未満の端数は切り捨て)を助成 ・上限9万円/１回 ・1子ごとに、妻の年齢40歳未満で6回まで、40歳以上43歳未満で3回まで ※高額療養費の支給が生じる場合は、その金額を除く。	・申請日において、夫婦のいずれか又は両者が備前市に１年以上住所を有すること （法律上婚姻している夫婦または、事実婚関係にある夫婦） ・生殖補助医療以外の治療法によって妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師 　に診断されていること ・夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと ・他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと	こども・保健課	0869-64-1853	https://www.city.bizen.okayama.jp/soshiki/17/30522.html
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	・生殖補助医療と併用される先進医療に限る ・自己負担額の1/2の額を助成 ・上限12万円/１回 ・1子ごとに、妻の年齢40歳未満で6回まで、40歳以上43歳未満で3回まで	・申請日において、夫婦のいずれか又は両者が備前市に１年以上住所を有すること （法律上婚姻している夫婦または、事実婚関係にある夫婦） ・生殖補助医療以外の治療法によって妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師 　に診断されていること ・夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと ・他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと	こども・保健課	0869-64-1853	https://www.city.bizen.okayama.jp/soshiki/17/30522.html
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	・先進医療以外の治療で、混合診療に係る費用を助成 ・上限20万円/１回 ・妻の年齢40歳未満で6回まで 　40歳以上43歳未満で3回まで	・申請日において、夫婦のいずれか又は両者が備前市に１年以上住所を有すること （法律上婚姻している夫婦または、事実婚関係にある夫婦） ・生殖補助医療以外の治療法によって妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師 　に診断されていること ・夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと ・他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと	こども・保健課	0869-64-1853	https://www.city.bizen.okayama.jp/soshiki/17/30522.html

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用）				
（保険適用外） ・不育症治療支援事業に含まれる		こども・保健課	0869-64-1853	https://www.city.bizen.okayama.jp/soshiki/17/740.html
２　不育症治療				
（保険適用）				
（保険適用外） ・保険給付が適用されない不育治療に要する治療費及び検査料 ・1回につき30万円を上限 （1,000円未満は切り捨て） ※1回の治療…妊娠成立後、不育治療を開始した時から分娩に至るまでの治療の過程をいう	・不育治療を開始した時から申請に至るまでの間、夫婦がともに本市に住所を有していること （婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む） ・助成対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと	こども・保健課	0869-64-1853	https://www.city.bizen.okayama.jp/soshiki/17/740.html

11　瀬戸内市

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	実施なし				
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	１回の治療（一連の治療過程）につき、自己負担額を助成（上限10万円） ※自己負担額とは、高額療養費及び付加（附加）給付の支給額を差し引いた後の額をいいます。	・夫婦（事実婚含む）少なくとも一方が、治療開始（治療計画作成）日から助成金を申請する日まで引き続き瀬戸内市に住民登録があること ・保険医療機関で治療計画の作成を受けていること（令和7年4月1日以降に作成したものに限る） ・夫婦（事実婚含む）のいずれも市税の滞納がないこと ・同一の不妊治療に対して、他の自治体から同様の助成金を受けていないこと、又は受ける予定でないこと	こども家庭課	0869-24-8033	https://www.city.setouchi.lg.jp/soshiki/19/152132.html
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	２の生殖補助医療に含まれる		こども家庭課	0869-24-8033	https://www.city.setouchi.lg.jp/soshiki/19/152132.html
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	実施なし				
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	実施なし				

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用）実施なし				
（保険適用外）実施なし				
２　不育症治療				
（保険適用） 実施なし				
（保険適用外） ・30万円/年度を限度 ・一対象者の総額の限度額はなし ・医療保険各法の規定による保険給付が適用されない不育治療に要した費用（ただし、入院時の差額ベッド代その他の治療に直接関係のない費用を除く。）	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・妻が交付申請日において本市に１年以上住所を有すること ・夫婦に市税の滞納がないこと ・不育治療が終了した日の属する年度の末日までに交付申請を行うこと ・(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関で受けた治療であること	こども家庭課	0869-24-8033	https://www.city.setouchi.lg.jp/soshiki/19/1619.html

12　赤磐市

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	実施なし				
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	・保険診療における自己負担額の1/2（上限10万円）を補助。※自己負担額とは、高額療養費及び付加（附加）給付の支給額を差し引いた後の額をいいます。 ・助成回数は、子ども1人に対して、初めての治療開始時点の妻の年齢が、40歳未満の場合6回まで、40歳以上43歳未満の場合通算3回まで。	・夫婦（事実婚関係含む）であって両者又はいずれか一方が、赤磐市に住所を有する者 ・保険医療機関で保険が適用される生殖補助医療を行うための治療計画の作成を受けている夫婦（令和8年1月1日以降に作成したものに限る） ・夫婦及び世帯員に市税の滞納がないこと	保健福祉部健康増進課	086-955-1117	https://www.city.akaiwa.lg.jp/annai/hokenfukushi/kenkozoshin/kosodate/ninshinshussan/1116.html
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	２の生殖補助医療に含まれる		保健福祉部健康増進課	086-955-1117	https://www.city.akaiwa.lg.jp/annai/hokenfukushi/kenkozoshin/kosodate/ninshinshussan/1116.html
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	実施なし				
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	実施なし				

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用）				
（保険適用外） 今後の不育症治療のために必要な流産検体の染色体検査は、助成対象とする。ただし、岡山県不育症検査費用助成事業実施要綱の規定による助成を受けた金額分を除く。	法律上の婚姻をしている夫婦 交付申請日において、夫婦がともに本市に1年以上住所を有していること 対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと	保健福祉部健康増進課	086-955-1117	https://www.city.akaiwa.lg.jp/annai/hokenfukushi/kenkozoshin/kosodate/ninshinshussan/1116.html
２　不育症治療				
（保険適用）				
（保険適用外） 費用の7/10、1年/300,000円上限/通算5か年度まで医療保険適用外の不育症治療等にかかった費用を助成対象とする。	法律上の婚姻をしている夫婦 交付申請日において、夫婦がともに本市に1年以上住所を有していること 対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと	保健福祉部健康増進課	086-955-1117	https://www.city.akaiwa.lg.jp/annai/hokenfukushi/kenkozoshin/kosodate/ninshinshussan/1116.html

13　真庭市

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	全ての不妊治療助成合計額において、 １年度につき200,000円を上限とする	・法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚関係も含む) ・申請日において夫婦のいずれか一方又は両方が本市に住所を有する者 ・申請日から１年以上本市に住所を有する予定の者 ・医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた者 ・助成対象経費について他市町村から同様の助成を受けていないこと	こども家庭センター	0867-42-1816	https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/2001.html
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	全ての不妊治療助成合計額において、 １年度につき200,000円を上限とする	・法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚関係も含む) ・申請日において夫婦のいずれか一方又は両方が本市に住所を有する者 ・申請日から１年以上本市に住所を有する予定の者 ・医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた者 ・助成対象経費について他市町村から同様の助成を受けていないこと	こども家庭センター	0867-42-1816	https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/2001.html
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	全ての不妊治療助成合計額において、 １年度につき200,000円を上限とする	・法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚関係も含む) ・申請日において夫婦のいずれか一方又は両方が本市に住所を有する者 ・申請日から１年以上本市に住所を有する予定の者 ・医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた者 ・助成対象経費について他市町村から同様の助成を受けていないこと	こども家庭センター	0867-42-1816	https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/2001.html
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	全ての不妊治療助成合計額において、 １年度につき200,000円を上限とする	・法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚関係も含む) ・申請日において夫婦のいずれか一方又は両方が本市に住所を有する者 ・申請日から１年以上本市に住所を有する予定の者 ・医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた者 ・助成対象経費について他市町村から同様の助成を受けていないこと	こども家庭センター	0867-42-1816	https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/2001.html
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	全ての不妊治療助成合計額において、１年度に	・法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚関係も含む) ・申請日において夫婦のいずれか一方又は両方が本市に住所を有する者 ・申請日から１年以上本市に住所を有する予定の者 ・医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた者 ・助成対象経費について他市町村から同様の助成を受けていないこと	こども家庭センター	0867-42-1816	https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/2001.html

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用） なし				
（保険適用外） なし				
２　不育症治療				
（保険適用） なし				
（保険適用外） １年度につき300,000円を上限とする	・法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚関係も含む) ・申請日において夫婦のいずれか一方又は両方が本市に住所を有する者 ・申請日から１年以上本市に住所を有する予定の者 ・日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医により不育症と診断され、治療を受けた者 ・助成対象経費について他市町村から同様の助成を受けていないこと	こども家庭センター	0867-42-1816	https://kodomo.city.maniwa.okayama.jp/1996.html

14　美作市

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用部分	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	医療保険適用の場合は、治療費等の自己負担額の2分の1に相当する額で、上限5万円を限度とする。	・夫婦（事実婚含む）のいずれか一方が申請日において、本市に住所を有すること ・申請の日において、対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・医療機関において、不妊治療（助成対象治療）を受けた者	子ども政策課	0868-72-6467	https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatemanabi/Kekkon Syussanshien/ninshin/144869350697 6.html
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	医療保険適用の場合は、治療費等の自己負担額の2分の1に相当する額で、上限5万円を限度とする。	・夫婦（事実婚含む）のいずれか一方が申請日において、本市に住所を有すること ・申請の日において、対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・医療機関において、不妊治療（助成対象治療）を受けた者	子ども政策課	0868-72-6467	https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatemanabi/Kekkon Syussanshien/ninshin/144869350697 6.html
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	医療保険適用の場合は、治療費等の自己負担額の2分の1に相当する額で、上限5万円を限度とする。	・夫婦（事実婚含む）のいずれか一方が申請日において、本市に住所を有すること ・申請の日において、対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・医療機関において、不妊治療（助成対象治療）を受けた者	子ども政策課	0868-72-6467	https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatemanabi/Kekkon Syussanshien/ninshin/144869350697 6.html
保険適用外部分	４　先進医療				
	治療費等の自己負担額から県や他の自治体　の助成額を控除した３分の２以内の額を助成する（1,000円未満切捨て）。他の不妊治療と含めて３０万円／年度を上限とする。	・夫婦（事実婚含む）のいずれか一方が申請日において、本市に住所を有すること ・申請の日において、対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・医療機関において、不妊治療（助成対象治療）を受けた者	子ども政策課	0868-72-6467	https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatemanabi/Kekkon Syussanshien/ninshin/144869350697 6.html
	５　自由診療				
	治療費等の自己負担額から県や他の自治体　の助成額を控除した３分の２以内の額を助成する（1,000円未満切捨て）。他の不妊治療と含めて３０万円／年度を上限とする。	・夫婦（事実婚含む）のいずれか一方が申請日において、本市に住所を有すること ・申請の日において、対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・医療機関において、不妊治療（助成対象治療）を受けた者	子ども政策課	0868-72-6467	https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatemanabi/Kekkon Syussanshien/ninshin/144869350697 6.html

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用部分）				
（保険適用外部分） 助成金の額は、年額30万円を限度とし、治療費等の額から他の自治体の助成額を控除した額とする。助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	・申請の日において、本市に住所を有し、対象者及びその世帯員に市税の対応がないこと ・(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医により不育症と診断され、不育治療を受けた者	子ども政策課	0868-72-6467	https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatemanabi/Kekkon Syussanshien/ninshin/4033.html
２　不育症治療				
（保険適用部分）				
（保険適用外部分） 助成金の額は、年額30万円を限度とし、治療費等の額から他の自治体の助成額を控除した額とする。助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	・申請の日において、本市に住所を有し、対象者及びその世帯員に市税の対応がないこと ・(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医により不育症と診断され、不育治療を受けた者	子ども政策課	0868-72-6467	https://www.city.mimasaka.lg.jp/kosodatemanabi/Kekkon Syussanshien/ninshin/4033.html

15　浅口市

助成内容１（不妊関係）		その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	実施なし				
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	実施なし				
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	実施なし				
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	実施なし				
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	実施なし				

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用） 実施なし				
（保険適用外） 実施なし				
２　不育症治療				
（保険適用） 実施なし				
（保険適用外） ・1対象者150万円を限度（1,000円未満は切り捨て）	・法律上の婚姻をしており、婚姻後1年以上経過していること ・妻が申請日において、本市に1年以上住所を有すること ・申請日において、対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医により不育症と診断され、その治療を受けている者 ・他の市町村から不育治療に対する同種の助成金の交付を受けていないこと	健康こども福祉課	0865-44-7114	https://www.city.asakuchi.lg.jp/page/2204.html

16　和気町

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	自己負担額の10/10 １年度あたり上限２０万円（全ての不妊治療の補助合わせて）	・夫婦であること（事実婚含む） ・夫婦のどちらかが本町に住所を有しており、申請日から１年以上本町に住所を有する予定のもの ・医療機関において不妊症と診断され治療を受けたもの ・助成対象経費について他市町村から助成を受けていないもの	こどもまんなか支援室	0869-93-4550	https://www.town.wake.lg.jp/soshiki/kodomo/gyomu/2867.html
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	自己負担額の10/10 １年度あたり上限２０万円（全ての不妊治療の補助合わせて）	・夫婦であること（事実婚含む） ・夫婦のどちらかが本町に住所を有しており、申請日から１年以上本町に住所を有する予定のもの ・医療機関において不妊症と診断され治療を受けたもの ・助成対象経費について他市町村から助成を受けていないもの	こどもまんなか支援室	0869-93-4550	同上
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	自己負担額の10/10 １年度あたり上限２０万円（全ての不妊治療の補助合わせて）	・夫婦であること（事実婚含む） ・夫婦のどちらかが本町に住所を有しており、申請日から１年以上本町に住所を有する予定のもの ・医療機関において不妊症と診断され治療を受けたもの ・助成対象経費について他市町村から助成を受けていないもの	こどもまんなか支援室	0869-93-4550	同上
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	自己負担額の10/10 １年度あたり上限２０万円（全ての不妊治療の補助合わせて）	・夫婦であること（事実婚含む） ・夫婦のどちらかが本町に住所を有しており、申請日から１年以上本町に住所を有する予定のもの ・医療機関において不妊症と診断され治療を受けたもの ・助成対象経費について他市町村から助成を受けていないもの	こどもまんなか支援室	0869-93-4550	同上
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	自己負担額の10/10 １年度あたり上限２０万円（全ての不妊治療の補助合わせて）	・夫婦であること（事実婚含む） ・夫婦のどちらかが本町に住所を有しており、申請日から１年以上本町に住所を有する予定のもの ・医療機関において不妊症と診断され治療を受けたもの ・助成対象経費について他市町村から助成を受けていないもの	こどもまんなか支援室	0869-93-4550	同上

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用） 自己負担額の10/10 １年度あたり上限３０万円、一対象者あたり限度額１５０万円	・社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医により不育症と診断され、その治療行為（検査含む）を行っていること。 ・申請日において、町内に１年以上住所を有し、かつ、法律上の婚姻をしている夫婦であること。 ・申請日において、対象者及びその属する世帯の世帯員に町税の滞納がないこと。 ・助成対象経費について他市町村から助成を受けていないもの	こどもまんなか支援室	0869-93-4550	https://www.town.wake.lg.jp/soshiki/jumin/gyomu/14/1/2567.html
（保険適用外） 自己負担額（県助成額除く）の10/10 １年度あたり上限３０万円、一対象者あたり限度額１５０万円	・社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医により不育症と診断され、その治療行為（検査含む）を行っていること。 ・申請日において、町内に１年以上住所を有し、かつ、法律上の婚姻をしている夫婦であること。 ・申請日において、対象者及びその属する世帯の世帯員に町税の滞納がないこと。 ・助成対象経費について他市町村から助成を受けていないもの	こどもまんなか支援室	0869-93-4550	同上
２　不育症治療				
（保険適用） 自己負担額の10/10 １年度あたり上限３０万円、一対象者あたり限度額１５０万円	・社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医により不育症と診断され、その治療行為（検査含む）を行っていること。 ・申請日において、町内に１年以上住所を有し、かつ、法律上の婚姻をしている夫婦であること。 ・申請日において、対象者及びその属する世帯の世帯員に町税の滞納がないこと。 ・助成対象経費について他市町村から助成を受けていないもの	こどもまんなか支援室	0869-93-4550	同上
（保険適用外） 自己負担額の10/10 １年度あたり上限３０万円、一対象者あたり限度額１５０万円	・社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医により不育症と診断され、その治療行為（検査含む）を行っていること。 ・申請日において、町内に１年以上住所を有し、かつ、法律上の婚姻をしている夫婦であること。 ・申請日において、対象者及びその属する世帯の世帯員に町税の滞納がないこと。 ・助成対象経費について他市町村から助成を受けていないもの	こどもまんなか支援室	0869-93-4550	同上

17　早島町

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	実施なし				
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	１回の治療（一連の治療過程）につき、自己負担額を助成（生殖補助医療と男性不妊治療合わせて上限10万円） ※自己負担額とは、高額療養費及び付加（附加）給付の支給額を差し引いた後の額。	・保険医療機関で治療計画の作成を受けていること（令和8年4月1日以降に作成したものに限る） ・夫婦（事実婚含む）のどちらかまたは両方が、治療開始日から申請日まで早島町に住民登録があること ・夫婦（事実婚含む）のいずれも町税の滞納がないこと ・他市町村から同一内容の助成金を受けていないこと	こども未来課	086-482-2480	https://www.town.hayashima.lg.jp/soshiki/kodomo/gyomu/boshinokenkou/iryouhijosei/1304.html
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	１回の治療（一連の治療過程）につき、自己負担額を助成（生殖補助医療と男性不妊治療合わせて上限10万円） ※自己負担額とは、高額療養費及び付加（附加）給付の支給額を差し引いた後の額。	・保険医療機関で治療計画の作成を受けていること（令和8年4月1日以降に作成したものに限る） ・夫婦（事実婚含む）のどちらかまたは両方が、治療開始日から申請日まで早島町に住民登録があること ・夫婦（事実婚含む）のいずれも町税の滞納がないこと ・他市町村から同一内容の助成金を受けていないこと	こども未来課	086-482-2480	同上
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	実施なし				
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	実施なし				

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用）				
（保険適用外） 医療保険対象外の不育治療及び検査料に要する費用 1回につき費用の1/2（150,000円上限） 年度を問わず3回まで ※入院時の差額ベッド代や食事代等治療に関係ない費用は除く ※岡山県不育症検査費用助成事業実施要綱の規定による助成を受けた金額は除く	・治療開始時に夫婦（事実婚を含む）であること ・申請日において、夫婦いずれかが本町に住所を有する夫婦であること ・申請日において、対象者及び世帯員に町税の滞納がないこと ・治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満であること ・他市町村から同一内容の助成を受けていないこと	こども未来課	086-482-2480	https://www.town.hayashima.lg.jp/soshiki/kodomo/gyomu/boshinokenkou/iryouhijosei/1405.html
２　不育症治療				
（保険適用）				
（保険適用外） 医療保険対象外の不育治療及び検査料に要する費用 1回につき費用の1/2（150,000円上限） 年度を問わず3回まで ※入院時の差額ベッド代や食事代等治療に関係ない費用は除く ※岡山県不育症検査費用助成事業実施要綱の規定による助成を受けた金額は除く	・治療開始時に夫婦（事実婚を含む）であること ・申請日において、夫婦いずれかが本町に住所を有する夫婦であること ・申請日において、対象者及び世帯員に町税の滞納がないこと ・治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満であること ・他市町村から同一内容の助成を受けていないこと	こども未来課	086-482-2480	https://www.town.hayashima.lg.jp/soshiki/kodomo/gyomu/boshinokenkou/iryouhijosei/1405.html

18　里庄町

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	・保険診療の自己負担額の２分の１以内、１０万円を限度	・夫婦のいずれか一方が本町に１年以上住所を有すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・保険医療機関で保険が適用される生殖補助医療を行うための治療計画の作成を受けていること。	健康福祉課	0865-64-7211	https://www.town.satosho.okayama.jp/soshiki/7/12617.html
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	保険診療の自己負担額の２分の１以内、１０万円を限度	・夫婦のいずれか一方が本町に１年以上住所を有すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・保険医療機関で保険が適用される生殖補助医療を行うための治療計画の作成を受けていること。	健康福祉課	0865-64-7211	同上
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用）				
（保険適用外）				
２　不育症治療				
（保険適用）				
（保険適用外） ・不育症治療に要した費用（食事代、文書料その他不育治療に直接関係のない費用を除く。）とする。 ・助成金の額は、自己負担額の２分の１以内、１回当たり10万円を限度とする。 ・年度を問わず１対象者に対し６回に限りとする。	・夫婦（事実婚含む）のいずれか一方が助成金の交付を申請する日において、町の住民基本台帳に記録されていること ・治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること ・夫婦及び世帯員に町税等の滞納がないこと	健康福祉課	0865-64-7211	

19　矢掛町

助成内容１（不妊関係）		その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用）				
（保険適用外）				
２　不育症治療				
（保険適用）				
（保険適用外） ・一不育治療当たり３００，０００円を限度とする。 ・年度を問わず一対象者につき，３回までとする。 ・補助金の額は，一対象者９００，０００円を限度とする。	・法律上婚姻をしている夫婦 ・交付申請の日において，夫婦のいずれか一方が本町に１年以上住所を有すること。 ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・補助金交付予定日まで継続して町内に住所を有すること	こどもみらい課	0866-82-1060	http://www.town.yakage.okayama.jp/kosodate/system/

20　新庄村

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	・自己負担額の1/2 ・１年度あたり上限２０万円（全ての不妊・不育治療の補助合わせて）	・夫婦であること（事実婚含む） ・夫婦の一方又は両方が申請時に村内に1年以上継続して住所を有すること。 ・医療機関において不妊症と診断され治療を受けたもの ・助成対象経費について他市町村から助成を受けていないもの	住民福祉課	0867-56-2646	
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	・自己負担額の1/2 ・１年度あたり上限２０万円（全ての不妊・不育治療の補助合わせて）	・夫婦であること（事実婚含む） ・夫婦の一方又は両方が申請時に村内に1年以上継続して住所を有すること。 ・医療機関において不妊症と診断され治療を受けたもの ・助成対象経費について他市町村から助成を受けていないもの	同上	同上	
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	・自己負担額の1/2 ・１年度あたり上限２０万円（全ての不妊・不育治療の補助合わせて）	・夫婦であること（事実婚含む） ・夫婦の一方又は両方が申請時に村内に1年以上継続して住所を有すること。 ・医療機関において不妊症と診断され治療を受けたもの ・助成対象経費について他市町村から助成を受けていないもの	同上	同上	
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	・自己負担額の1/2 ・１年度あたり上限２０万円（全ての不妊・不育治療の補助合わせて）	・夫婦であること（事実婚含む） ・夫婦の一方又は両方が申請時に村内に1年以上継続して住所を有すること。 ・医療機関において不妊症と診断され治療を受けたもの ・助成対象経費について他市町村から助成を受けていないもの	同上	同上	
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	・自己負担額の1/2 ・１年度あたり上限２０万円（全ての不妊・不育治療の補助合わせて）	・夫婦であること（事実婚含む） ・夫婦の一方又は両方が申請時に村内に1年以上継続して住所を有すること。 ・医療機関において不妊症と診断され治療を受けたもの ・助成対象経費について他市町村から助成を受けていないもの	同上	同上	

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用）				
（保険適用外）				
２　不育症治療				
（保険適用部分） ・自己負担額の1/2 ・１年度あたり上限２０万円（全ての不妊・不育治療の補助合わせて）	・夫婦であること（事実婚含む） ・夫婦の一方又は両方が申請時に村内に1年以上継続して住所を有すること。 ・医療機関より不育症と診断され、その治療行為を行っていること。 ・助成対象経費について他市町村から助成を受けていないもの	住民福祉課	0867-56-2646	
（保険適用外部分） ・自己負担額の1/2 ・１年度あたり上限２０万円（全ての不妊・不育治療の補助合わせて）	・夫婦であること（事実婚含む） ・夫婦の一方又は両方が申請時に村内に1年以上継続して住所を有すること。 ・医療機関より不育症と診断され、その治療行為を行っていること。 ・助成対象経費について他市町村から助成を受けていないもの	同上	同上	

21　鏡野町

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	①自己負担額　10／10助成 自己負担額は、高額療養費・付加給付の金額を差し引いた後の金額。また、国・都道府県から同様の助成金を受けている場合は、その金額を差し引くこととする。 ②上限額　30万円／年度 ２、３、４、５の助成額と合算 ③助成年度は通算5年度まで 出産した場合は、出産までに受けた助成年数をリセットできる。妊娠12週以降の死産の場合も同様とみなす。	①法律上の夫婦又は事実婚の夫婦であること。 ②夫婦の一方又は両方が申請時に鏡野町に1年以上継続して住所を有すること。 ③対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと。 ④医療保険加入者であること。 ⑤他の自治体から同様の助成を受けていないこと。	子育て支援課	0868－54－2991	https://www.town.kagamino.lg.jp/site/kosodatesien/1002.html
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	①自己負担額　10／10助成 自己負担額は、高額療養費・付加給付の金額を差し引いた後の金額。また、国・都道府県から同様の助成金を受けている場合は、その金額を差し引くこととする。 ②上限額　30万円／年度 １、３、４、５の助成額と合算 ③助成年度は通算5年度まで 出産した場合は、出産までに受けた助成年数をリセットできる。妊娠12週以降の死産の場合も同様とみなす。	①法律上の夫婦又は事実婚の夫婦であること。 ②夫婦の一方又は両方が申請時に鏡野町に1年以上継続して住所を有すること。 ③対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと。 ④医療保険加入者であること。 ⑤他の自治体から同様の助成を受けていないこと。	同上	同上	同上
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	①自己負担額　10／10助成 自己負担額は、高額療養費・付加給付の金額を差し引いた後の金額。また、国・都道府県から同様の助成金を受けている場合は、その金額を差し引くこととする。 ②上限額　30万円／年度 １、２、４、５の助成額と合算 ③助成年度は通算5年度まで 出産した場合は、出産までに受けた助成年数をリセットできる。妊娠12週以降の死産の場合も同様とみなす。	①法律上の夫婦又は事実婚の夫婦であること。 ②夫婦の一方又は両方が申請時に鏡野町に1年以上継続して住所を有すること。 ③対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと。 ④医療保険加入者であること。 ⑤他の自治体から同様の助成を受けていないこと。	同上	同上	同上
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	①自己負担額　10／10助成 自己負担額は、高額療養費・付加給付の金額を差し引いた後の金額。また、国・都道府県から同様の助成金を受けている場合は、その金額を差し引くこととする。 ②上限額　30万円／年度 １、２、３、５等の助成額と合算 ③助成年度は通算5年度まで 出産した場合は、出産までに受けた助成年数をリセットできる。妊娠12週以降の死産の場合も同様とみなす。	①法律上の夫婦又は事実婚の夫婦であること。 ②夫婦の一方又は両方が申請時に鏡野町に1年以上継続して住所を有すること。 ③対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと。 ④医療保険加入者であること。 ⑤他の自治体から同様の助成を受けていないこと。	同上	同上	同上
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	①自己負担額　10／10助成 自己負担額は、高額療養費・付加給付の金額を差し引いた後の金額。また、国・都道府県から同様の助成金を受けている場合は、その金額を差し引くこととする。 ②上限額　30万円／年度 １、２、３、４の助成額と合算 ③助成年度は通算5年度まで 出産した場合は、出産までに受けた助成年数をリセットできる。妊娠12週以降の死産の場合も同様とみなす。 ④先進医療について、４に該当する場合のみ	①法律上の夫婦又は事実婚の夫婦であること。 ②夫婦の一方又は両方が申請時に鏡野町に1年以上継続して住所を有すること。 ③対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと。 ④医療保険加入者であること。 ⑤他の自治体から同様の助成を受けていないこと。	同上	同上	同上

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用部分） 実施なし				
（保険適用外部分） ２の不育症治療支援事業に含まれる		同上	同上	同上
２　不育症治療				
（保険適用部分） 実施なし				
（保険適用外部分） ①自己負担額　10／10助成 自己負担額は、高額療養費・付加給付の金額を差し引いた後の金額。また、国・都道府県から同様の助成金を受けている場合は、その金額を差し引くこととする。 ②上限額　30万円／年度 検査費用も対象であるが、検査の結果不育治療が不要な場合は10万円まで 同一年度において不妊治療・不育治療を行った場合は年度中30万円まで 申請は1年度につき1回までとする。 ③助成年度は通算5年度まで 出産した場合は、出産までに受けた助成年数をリセットできる。妊娠12週以降の死産の場合も同様とみなす。	①法律上の夫婦又は事実婚の夫婦であること。 ②夫婦の一方又は両方が申請時に鏡野町に1年以上継続して住所を有すること。 ③対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと。 ④医療保険加入者であること。 ⑤他の自治体から同様の助成を受けていないこと。	同上	同上	同上

22　勝央町

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	なし				
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	・上限10万円（1,000円未満の端数は切り捨て） ・1子ごとに6回まで（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。ただし、1回目の申請の治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上であるときは3回までとする。） ※高額療養費及び付加給付金の支給が生じる場合は、自己負担額からその金額を除く。	①生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されていること ②法律上婚姻している夫婦（事実婚関係にある者を含む）で、夫婦のどちらか一方が、申請の1年前から勝央町に住所を有すること ③助成金の交付を受けようとする生殖補助医療の治療費について、他の地方公共団体から助成金の交付を受けていないこと ④助成金の交付申請の日において、対象者及び世帯員に、町税等の滞納がないこと	健康福祉部 こども未来室	0868-38-7102	https://www.town.shoo.lg.jp/site/kosodate/6216.html
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	生殖補助医療のために行われた男性不妊治療に限る	①生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されていること ②法律上婚姻している夫婦（事実婚関係にある者を含む）で、夫婦のどちらか一方が、申請の1年前から勝央町に住所を有すること ③助成金の交付を受けようとする生殖補助医療の治療費について、他の地方公共団体から助成金の交付を受けていないこと ④助成金の交付申請の日において、対象者及び世帯員に、町税等の滞納がないこと	健康福祉部 こども未来室	0868-38-7102	https://www.town.shoo.lg.jp/site/kosodate/6216.html
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	・上限5万円（1,000円未満の端数は切り捨て） ・1子ごとに6回まで（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。ただし、1回目の申請の治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上であるときは3回までとする。）	・生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されていること ・法律上婚姻している夫婦（事実婚関係にある者を含む）で、夫婦のどちらか一方が、申請の1年前から勝央町に住所を有すること ・助成金の交付を受けようとする生殖補助医療の治療費について、他の地方公共団体から助成金の交付を受けていないこと ・助成金の交付申請の日において、対象者及び世帯員に、町税等の滞納がないこと	健康福祉部 こども未来室	0868-38-7102	https://www.town.shoo.lg.jp/site/kosodate/6216.html
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	なし				

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用）　なし				
（保険適用外）　なし				
２　不育症治療				
（保険適用） ・1年/3万円上限（1,000円未満の端数は切り捨て） ・通算15万円上限 ※高額療養費及び付加給付金の支給が生じる場合は、自己負担額からその金額を除く。	・助成金の交付を受けようとする不育症治療に要する費用について、他の地方公共団体から助成金の交付を受けていないこと ・夫婦のどちらか一方または両方が、勝央町に住所を有してから開始すること ・法律上婚姻している夫婦（事実婚関係にある者を含む）で、夫婦のどちらか一方が、申請の1年前から勝央町に住所を有すること ・助成金の交付申請の日において、対象者及び世帯員に、町税等の滞納がないこと ・公的医療保険に加入していること	健康福祉部 こども未来室	0868-38-7102	https://www.town.shoo.lg.jp/site/kosodate/1246.html
（保険適用外） ・1年/30万円上限（1,000円未満の端数は切り捨て） ・通算150万円上限	・助成金の交付を受けようとする不育症治療に要する費用について、他の地方公共団体から助成金の交付を受けていないこと ・夫婦のどちらか一方または両方が、勝央町に住所を有してから開始すること ・法律上婚姻している夫婦（事実婚関係にある者を含む）で、夫婦のどちらか一方が、申請の1年前から勝央町に住所を有すること ・助成金の交付申請の日において、対象者及び世帯員に、町税等の滞納がないこと ・公的医療保険に加入していること	健康福祉部 こども未来室	0868-38-7102	https://www.town.shoo.lg.jp/site/kosodate/1246.html

23　奈義町

助成内容１（不妊関係）		その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	自己負担額の1/2以内を助成 1年度あたり1夫婦20万円を上限に助成（1,000円未満切捨）		こども・長寿課	0868-36-6700	https://www.town.nagi.okayama.jp/gyousei/hoken_hunin.html
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	・自己負担額の1/2以内を助成 ・1年度あたり1夫婦20万円を上限に助成（1,000円未満切捨）		こども・長寿課	0868-36-6700	https://www.town.nagi.okayama.jp/gyousei/hoken_hunin.html
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	自己負担額の1/2以内を助成 1年度あたり1夫婦20万円を上限に助成（1,000円未満切捨）		こども・長寿課	0868-36-6700	https://www.town.nagi.okayama.jp/gyousei/hoken_hunin.html
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	自己負担額の1/2以内を助成 1年度あたり1夫婦20万円を上限に助成（1,000円未満切捨）		こども・長寿課	0868-36-6700	https://www.town.nagi.okayama.jp/gyousei/hoken_hunin.html
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	自己負担額の1/2以内を助成 1年度あたり1夫婦30万円を上限に助成（1,000円未満切捨）		こども・長寿課	0868-36-6700	https://www.town.nagi.okayama.jp/gyousei/hoken_hunin.html

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用）				
（保険適用外）				
２　不育症治療				
（保険適用）				
（保険適用外） 1年度あたり1夫婦30万円を上限に、通算5年間助成		こども・長寿課	0868-36-6700	https://www.town.nagi.okayama.jp/gyousei/kosodate_kyouiku_bunka/ninshin_shussan_kosodate/ninshin_shussan/huiku.html

24　西粟倉村

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	1年度/20万円上限（他の不妊治療も含める） 当該治療費等の額から他の自治体から受ける助成額、保険給付が適用される不妊治療を受けた場合、加入している医療保険による給付額（高額療養費その他の付加給付を含む。）を差し引いた額を助成。	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本村に１年以上住所を有し、かつ居住していること ・対象者及び世帯員に村税等滞納がないこと ・医療保険加入者	保健福祉課	0868-79-2233	https://www.vill.nishiawakura.okayama.jp/wp/category/kurashi/kenko_fukushi_iryo/
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	1年度/20万円上限（他の不妊治療も含める） 当該治療費等の額から他の自治体から受ける助成額、保険給付が適用される不妊治療を受けた場合、加入している医療保険による給付額（高額療養費その他の付加給付を含む。）を差し引いた額を助成。	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本村に１年以上住所を有し、かつ居住していること ・対象者及び世帯員に村税等滞納がないこと ・医療保険加入者	保健福祉課	0868-79-2233	https://www.vill.nishiawakura.okayama.jp/wp/category/kurashi/kenko_fukushi_iryo/
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	1年度/20万円上限（他の不妊治療も含める） 当該治療費等の額から他の自治体から受ける助成額、保険給付が適用される不妊治療を受けた場合、加入している医療保険による給付額（高額療養費その他の付加給付を含む。）を差し引いた額を助成。	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本村に１年以上住所を有し、かつ居住していること ・対象者及び世帯員に村税等滞納がないこと ・医療保険加入者	保健福祉課	0868-79-2233	https://www.vill.nishiawakura.okayama.jp/wp/category/kurashi/kenko_fukushi_iryo/
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	1年度/20万円上限（他の不妊治療も含める） 当該治療費等の額から他の自治体から受ける助成額を差し引いた額を助成。	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本村に１年以上住所を有し、かつ居住していること ・対象者及び世帯員に村税等滞納がないこと ・医療保険加入者	保健福祉課	0868-79-2233	https://www.vill.nishiawakura.okayama.jp/wp/category/kurashi/kenko_fukushi_iryo/
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用）				
（保険適用外）				
２　不育症治療				
（保険適用） 保険適用外も合わせて、１年/30万円を限度/通算５年間	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本村に１年以上住所を有し、かつ居住をしていること ・夫婦が本村に住所を有してから開始する不育治療であること ・対象者及び世帯員に村税等の滞納がないこと	保健福祉課	0868-79-2233	https://www.vill.nishiawakura.okayama.jp/wp/category/kurashi/kenko_fukushi_iryo/
（保険適用外） 保険適用も合わせて、１年/30万円を限度/通算５年間				

25　久米南町

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	なし				
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	１回の治療につき、医療機関へ支払った医療費（自己負担）の２分の１（上限１０万円） ＊治療に係る院外処方がある場合は、薬局へ支払った薬剤費を含む ＊医療保険者から高額療養費・付加給付の支給がある場合、その額を差し引く。	・治療の開始日において夫婦等であること ・夫婦等の双方又はいずれか一方が、申請日から起算して連続して１年以上久米南町に住所を有していること ・不妊治療を行うための治療計画の作成を令和８年４月１日以降に受けていること ・助成対象者又は同一世帯に属する者に、町税及び納付すべき負担金等の滞納がないこと ・同一の治療計画に基づく治療について、他自治会から同様の助成を受けていないこと	保健福祉課	086-728-2047	https://www.town.kumenan.lg.jp/syussan-kosodate/funintiryouhijosei.html
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	生殖補助医療のために行われた治療が対象 医療機関へ支払った医療費（自己負担）の２分の１（上限１０万円） ＊治療に係る院外処方がある場合は、薬局へ支払った薬剤費を含む ＊医療保険から高額療養費・付加給付の支給がある場合、その額を差し引く。	・治療の開始日において夫婦等であること ・夫婦等の双方又はいずれか一方が、申請日から起算して連続して１年以上久米南町に住所を有していること ・不妊治療を行うための治療計画の作成を令和８年４月１日以降に受けていること ・助成対象者又は同一世帯に属する者に、町税及び納付すべき負担金等の滞納がないこと ・同一の治療計画に基づく治療について、他自治会から同様の助成を受けていないこと	保健福祉課	086-728-2047	https://www.town.kumenan.lg.jp/syussan-kosodate/funintiryouhijosei.html
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	なし				
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	なし				

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用） なし				
（保険適用外） なし				
２　不育症治療				
（保険適用） なし				
（保険適用外） ・30万円/年度を限度 ・一対象者150万円を限度	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・夫婦又はいずれか一方が交付申請日において、本町に１年以上住所を有していること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと	保健福祉課	086-728-2047	https://www.town.kumenan.lg.jp/living/childcare/ninshin/fuiki_tiryou.html

26　美咲町

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	・治療に要した本人負担額の全額（30万円/年度を限度とし、補助の対象となる治療回数については制限しない） ・初回補助年度から1子につき5年間を限度 ・出産した場合（妊娠12週以降に死産に至った場合を含む。）は、出産までに補助した年数をリセット	・法律上の婚姻をしている夫婦または生まれた子を認知する意向のある事実婚の夫婦 ・申請日において、夫婦のいずれか（事実婚の場合は両方）が、本町に住所を有すること ・他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金の給付を受けていないこと ・対象者夫婦に町税等（美咲町が保有する債権）に係る徴収金に滞納がない者。ただし、町外に住所を有する者は、その市町村において税金の滞納がない者	健康推進課	０８６８－６６－１１９５	https://www.town.misaki.okayama.jp/soshiki/kenkousuisin/2402.html
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	助成あり（内容は同上）	同上	同上	同上	同上
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	助成あり（内容は同上）	同上	同上	同上	同上
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	助成あり（内容は同上）	同上	同上	同上	同上
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	助成あり（内容は同上）	同上	同上	同上	同上

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用） 助成あり（内容は同上）	同上	同上	同上	同上
（保険適用外） 助成あり（内容は同上）	同上	同上	同上	同上
２　不育症治療				
（保険適用） 助成あり（内容は同上）	同上	同上	同上	同上
（保険適用外） 助成あり（内容は同上）	同上	同上	同上	同上

27　吉備中央町

	助成内容１（不妊関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
保険適用	１　一般不妊治療（タイミング法、人工授精）				
	なし				
	２　生殖補助医療（体外受精・顕微授精）				
	・費用の1/2以内（岡山県不妊治療費助成事業補助金交付要綱の対象となる不妊治療を行う者にあっては、県の助成額を除いた費用の1/2以内） ・20万円／回を限度 ・６回まで	(1)から(3)のいずれにも該当し、かつ、(4)又は(5)のいずれかに該当する者 (1)戸籍法による夫婦又は事実婚関係にある夫婦 (2)申請日において、本町に住所を有し、かつ、現に居住している夫婦 (3)不妊の夫婦が不妊症と診断され、その治療行為を行う者 (4)国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び社会保険各法の規定による給付以外の治療費であること (5)岡山県不妊治療費助成事業補助金交付要綱の対象となる不妊治療を行う者 ※前項第4号及び第5号の治療と併用して実施された先進医療部分については、交付の対象外とする。	保健課	0866-54-1326	https://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/9/210.html
	３　男性不妊治療（精巣内精子採取術（TESE）等）				
	・費用の1/2以内（岡山県不妊治療費助成事業補助金交付要綱の対象となる不妊治療を行う者にあっては、県の助成額を除いた費用の1/2以内） ・20万円／回を限度 ・６回まで	(1)から(3)のいずれにも該当し、かつ、(4)又は(5)のいずれかに該当する者 (1)戸籍法による夫婦又は事実婚関係にある夫婦 (2)申請日において、本町に住所を有し、かつ、現に居住している夫婦 (3)不妊の夫婦が不妊症と診断され、その治療行為を行う者 (4)国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び社会保険各法の規定による給付以外の治療費であること (5)岡山県不妊治療費助成事業補助金交付要綱の対象となる不妊治療を行う者 ※前項第4号及び第5号の治療と併用して実施された先進医療部分については、交付の対象外	保健課	0866-54-1326	https://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/9/210.html
保険適用外	４　先進医療（※国が告示し保険診療（生殖補助医療）との併用が認められた先進医療に限る。）				
	対象外	対象外			
	５　自由診療（※上記４を除く全ての保険適用外診療）				
	・費用の1/2以内（岡山県不妊治療費助成事業補助金交付要綱の対象となる不妊治療を行う者にあっては、県の助成額を除いた費用の1/2以内） ・20万円／回を限度 ・６回まで	(1)から(3)のいずれにも該当し、かつ、(4)又は(5)のいずれかに該当する者 (1)戸籍法による夫婦又は事実婚関係にある夫婦 (2)申請日において、本町に住所を有し、かつ、現に居住している夫婦 (3)不妊の夫婦が不妊症と診断され、その治療行為を行う者 (4)国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び社会保険各法の規定による給付以外の治療費であること (5)岡山県不妊治療費助成事業補助金交付要綱の対象となる不妊治療を行う者 ※前項第4号及び第5号の治療と併用して実施された先進医療部分については、交付の対象外	保健課	0866-54-1326	https://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/9/210.html

助成内容２（不育関係）	その他要件	担当課名	電話番号	ホームページアドレス
１　不育症検査				
（保険適用） 実施なし				
（保険適用外） 実施なし				
２　不育症治療				
（保険適用） 実施なし				
（保険適用外） 実施なし				